

## 行動援護事業について

### ➤ 行動援護基本指針

指定行動援護事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### ➤ 対象者

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する方等であって常時介護を要する方で障害支援区分が区分 3 以上で行動関連項目の合計点数が 10 点以上である者

### ➤ サービス提供責任者の資格要件

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に3年以上（かつ540日以上）の従事経験を有するもの。

（令和3年3月31日までの間は、居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たすものであって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に5年以上（かつ900日以上）従事した経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。）

サービス提供責任者の員数  
指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護、行動援護の事業者指定をあわせて受けていて、かつこれらの事業を同一の事業所において一體的に運営している場合は、指定居宅介護と重度訪問介護、同行援護、行動援護を合わせた事業所の規模に応じて配置すればよい。

### ➤ サービスを提供する者の資格要件

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上（かつ180日以上）の従事経験を有するもの。

（令和3年3月31日までの間は、居宅介護従業者要件を満たすものであって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に2年以上（かつ360日以上）従事した経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。）

従業者（ヘルパー）の員数  
指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護、行動援護の事業者指定をあわせて行う場合、当該事業所におくべき従業者の員数は、1つの事業所としておくべき員数で足りる。

資格証 + 実務経験証明書 が必要！

直接処遇経験の期間及び実際に支援

### ポイント

- サービスに従事する従業者が必要な資格を有していることを必ず確認してください。必要な資格を有さないままサービス提供に従事していた場合、支払われた給付費の返還が必要になります。
- 必要な資格については資格証及び実務経験証明書により確認し、資格証の写し及び実務経験証明書を事業所で保管してください。求められた場合に確認していることを証明できないと、資格がないままサービス提供に従事させていることになります。

## サービス内容

行動援護は知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある者について次のようなサービスを行うものです。

事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備し、それらを活用して適切に支援を行うための支援計画シート及び支援手順書兼記録用紙（以下支援計画シート等）を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録する必要がある。

### ① 予防的対応

ア 行動の予定が分からぬ等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動が出ないよう、あらかじめ日常生活の行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ちついた行動がとれるよう理解させること

イ 視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに行動障害が起こるかを熟知した上で環境調整を行う等の予防的対応等を行うことなど

### ② 制御的対応

ア 何らかの原因で本人が行動障害を起こしてしまった時に、本人や周囲の人の安全を確保しつつ行動障害を適切におさめること

イ 危険であることを認識できないために突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自分を傷つける行為を適切におさめること

ウ 本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のものに強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応

### ③ 身体介護的対応

ア 便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等の対応

イ 食事を摂る場合の食事介助

ウ 入浴及び衣服の着脱介助など

行動援護では、「行動援護計画」とは別に、

『支援計画シート』と『支援手順書兼記

録用紙』が必要です！

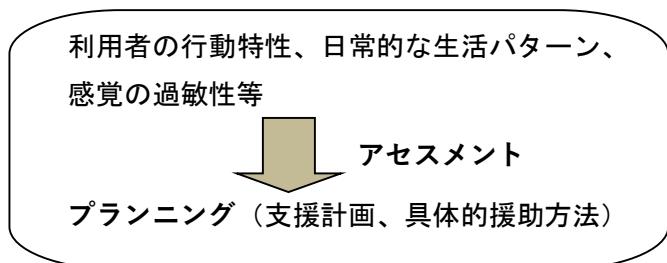
### ➤ 支援計画シートの未作成減算について

支援計画シート等の作成にかかる業務が適切に行われていない場合は所定単位数（各種加算がなされる前の単位数）の95%を算定します。（5%の減算）

➤ 支援計画シートの作成について

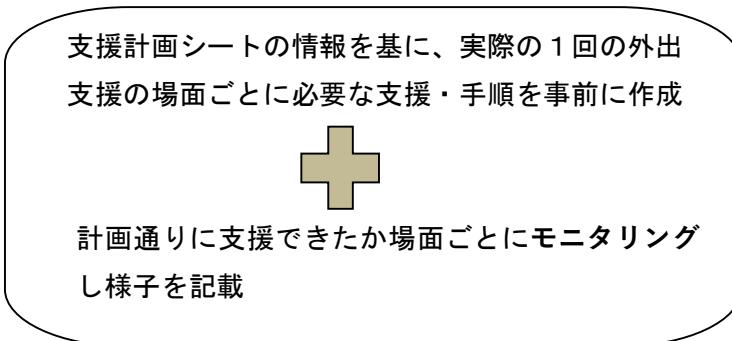
行動障害への支援について関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うため、サービス提供責任者等による指揮の下、利用者ごとに作成するものです。

## ① 支援計画シート



状況の変化や支援で新たに確認できた項目があれば  
都度更新をしてください。

## ② 支援手順書 兼 記録用紙



毎回のサービスの都度記録が必要！

モニタリングの結果を基に手順を練り直します。

## 利用者の同意欄不要

利用者の確認は不要

## ポイント

- 支援計画シート等は行動援護計画（個別支援計画）とは作成の目的や活用方法が異なります。必要な内容を明確にし、作成されていることが客観的にわかるようにしてください。  
→行動援護計画については別紙①参照
  - 支援計画シート等の様式は、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。  
→支援計画シートについては別紙②を参照の上、各事業所の状況に応じて作成してください。